

協議資料(1)

(更新登録)

特定非営利活動法人 ロンの家福祉会

令和8年度第1回船橋市福祉有償運送運営協議会

令和 8年 5月 26日

船橋市長、あて

実施法人名 特定非営利活動法人 ロンの家福祉会

自家用有償旅客運送登録申請書案の提出について

このことについて、別添のとおり、自家用有償旅客運送の登録申請書案を提出いたしますので、船橋市福祉有償運送運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

船橋市福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認票

No.	項 目	内 容
1	運送主体	名 称：特定非営利活動法人 ロンの家福祉会 住 所：船橋市前原西4-4-8 代表者名：理事長 池田 則子 連 絡 先：047-478-3701 (概要) 障害特性により特定の車両への強い拘りを有し、同乗者への危険行為を行うことがある。また、急に暴れたり、大声をあげる突発行為等も有し、運転者にも専門的知識が求められる。公共交通機関による移動が困難な利用者に対し、福祉有償運送を行うことで、外出等の地域参加の支援が行える。
2	事業内容	運送の対象 船橋市に居住し、対象となる旅客は、会員として登録されたつぎに掲げる者及びその付添い人とする。(令和 8年 4月末日現在) 詳細は名簿のとおり <u>イ： 人、ロ： 3人、ハ： 5人、ニ： 人</u> <u>ホ： 人、ヘ： 人、ト： 人 合計： 8人</u> 輸送拠点 船橋市
3	利用者から收受する対価	運送の対価 2000mまで500円 2001m以降、1km増す毎に100円加算 (説明) 別紙「送迎料金一覧」のとおり 計測は自動車のメーターによるもの。 運送の対価外の対価 有料道路、有料駐車場等利用した場合には実費 その他 (入会金等) なし
4	使用する車両の種類	使用車両 <u>ア：寝台車 台、イ：車いす車 台、ウ：兼用車 台</u> <u>エ：回転シート車 台、オ：セダン等 1 台</u> <u>合計： 1 台</u> 使用権原 使用車両のすべてについて、運送主体が使用権原を有している。 複数乗車 ☒あり (下記に内容記入) ☐なし ・レクリエーション等、利用者複数で移動する場合。
5	運 転 者	<u>運転者 4 名</u> (内訳) <u>普通二種免許保持者 0名、普通免許保持者 4名</u> ○一定期間運転免許停止処分を受けていない。 《講習等の名称》 「参考様式第ホ号」のとおり
6	損害賠償措置	(株)損害保険ジャパン (対人：無制限、対物：無制限、添乗者：1,000万円)
7	管理運営体制	別紙「様式7」のとおり
8	法令順守	別紙「様式3、宣誓書」のとおり

令和 8年 5月 26日

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

名 称 特定非営利活動法人 ロンの家福祉会
住 所 千葉県船橋市前原西4-4-8
代表者の氏名 理事長 池 田 則 子

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 特定非営利活動法人 ロンの家福祉会
住 所 千葉県船橋市前原西4-4-8
代表者の氏名 理事長 池 田 則 子

2. 登録番号

関千福第22号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 運送の区域

運送の区域	備 考
船橋市	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
Café すまいる	千葉県船橋市前原西4-4-8

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
Café すまいる	所 有	()	()	()	()	1 ()	1 ()
	持 込	()	()	()	()	()	()
	合 計	()	()	()	()	1 ()	1 ()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

☐	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
☐	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
☐	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
☐	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
☐	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
☐	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
☐	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和 8年 5月 26日

名 称	特定非営利活動法人 ロンの家福祉会
住 所	千葉県船橋市前原西4-4-8
代表者の氏名	理事長 池 田 則 子

自動車登録簿

1 使用車両一覧

自動車登録番号	車名	型式	年式	定員	種類	所有者 (使用者)	使用権原	備考
習志野501 [REDACTED]	ニッサン/ セレナ	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	8人	セダン等	ロンの家福社会	法人	No.1

2 使用車両の詳細

No.1

車 両 の 名 称	ニッサン/セレナ		
自動車登録番号	習志野501 [REDACTED]	型式	[REDACTED]
登 録 年 月 日	平成25年7月31日		
種 別	普通		
用 途	乗用		
車 体 の 形 状	ステーションワゴン		
寸 法	長さ468cm 幅169cm 高さ186cm		
乗 車 定 員	8人		
設 備			
所 有 者	ロンの家福社会		
損 害 賠 償 保 険	損害保険ジャパン 対人：無制限 対物：無制限 人身：8,000万円 人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約：1,000万円		
そ の 他			

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

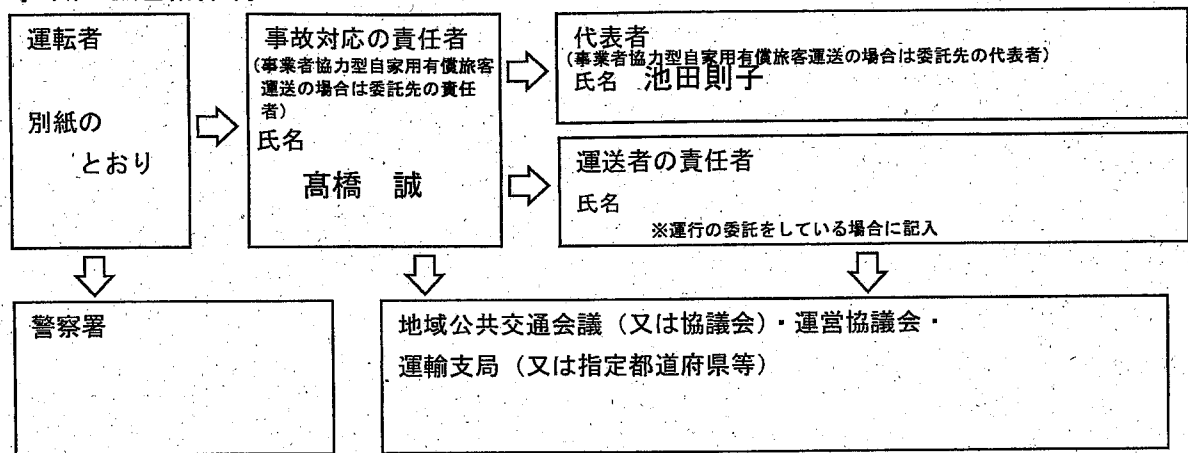
申請者（ ロンの家福祉会 ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1		千葉県船橋市	中型	1 種
2		千葉県船橋市	大型	1 種
3		千葉県八千代市	中型	1 種
4		千葉県船橋市	中型	1 種

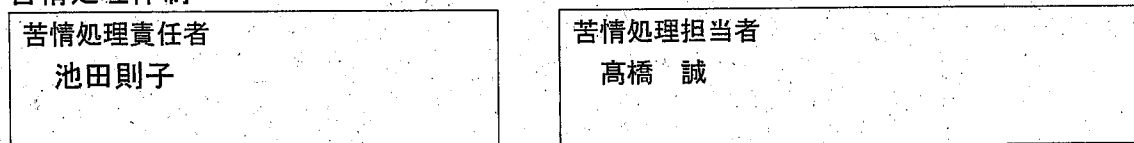
※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



利用料金表

特定非営利活動法人ロンの家福祉

当会は利用会員宅（もしくは施設等）から目的地、
目的地から利用者会員宅までの走行距離により利用料を算出します。
運送にかかる料金は下記の通りです。

運送料金表

乗車距離	料金
2,000mまで	500円
2,001m ~ 3,000mまで	600円
3,001m ~ 4,000mまで	700円
4,001m ~ 5,000mまで	800円
5,001m ~ 6,000mまで	900円
6,001m ~ 7,000mまで	1000円
7,001m ~ 8,000mまで	1100円
8,001m ~ 9,000mまで	1200円
9,001m ~ 10,000mまで	1300円
10,001m ~ 11,000mまで	1400円
11,001m ~ 12,000mまで	1500円
12,001m ~ 13,000mまで	1600円
13,001m ~ 14,000mまで	1700円
14,001m ~ 15,000mまで	1800円
15,001m ~ 16,000mまで	1900円
以降同様に1,000mまでごとに100円ずつの加算	

※ 運送の対価以外の対価について
有料道路、有料通射場等、利用した場合には実費をいただく

利用料金表

特定非営利活動法人ロンの家福祉

当会は利用会員宅（もしくは施設、特別支援学校等）から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により利用料を算出します。
運送にかかる料金は下記の通りです。

運送料金表

乗車距離	料金
2,000mまで	350円
2,001m ～ 3,000mまで	400円
3,001m ～ 4,000mまで	450円
4,001m ～ 5,000mまで	500円
5,001m ～ 6,000mまで	550円
6,001m ～ 7,000mまで	600円
7,001m ～ 8,000mまで	650円
8,001m ～ 9,000mまで	700円
9,001m ～ 10,000mまで	750円
10,001m ～ 11,000mまで	800円
11,001m ～ 12,000mまで	850円
12,001m ～ 13,000mまで	900円
13,001m ～ 14,000mまで	950円
14,001m ～ 15,000mまで	1,000円
15,001m ～ 16,000mまで	1,050円
以降同様に1,000mまでごとに50円ずつの加算	

※ 運送の対価以外の対価について
当会は運送の対価以外は算定しておりません。

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人ロンの家福祉会

身体障害者		人 数	要介護認定者		人 数
6 級			要 介 護 1		
5 級			要 介 護 2		
4 級			要 介 護 3		
3 級			要 介 護 4		
2 級			要 介 護 5		
1 級			合計		0
合計		0	要支援認定者		人 数
精神障害者		人 数	要 支 援 1		
3 級		1	要 支 援 2		
2 級		2	合計		0
1 級			基本チェックリスト該当者		人 数
合計		3	合計		0
知的障害者		人 数	その他の障害を有する者		人 数
軽 度			肢 体 不 自 由		
中 度		2	内 部 障 害		
重 度		3	知的障害（認定者を除く）		
合計		5	精神障害（認定者を除く）		
総合計		8	そ の 他		
			合 計		0

旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人ロンの家福祉会

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
1		船橋市	H12. 2. 25			○					
2		船橋市	H29. 4. 1			○					
3		船橋市	R7. 3. 1			○					
4		八千代市	R7. 4. 7		○						
5		船橋市	R7. 7. 23		○						
6		船橋市	R8. 2. 9			○					
7		船橋市	R8. 3. 23			○					
8		船橋市	R8. 4. 17		○						
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											

イ 身体障害者
 ロ 精神障害者
 ハ 知的障害者
 ニ 要介護認定者
 ホ 要支援認定者
 ヘ 基本チェックリスト該当者
 ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

関千福第22号

2. 登録の有効期間

令和8年9月26日 まで

3. 名称、住所、代表者氏名

(名称) 特定非営利活動法人 ロンの家福祉会

(住所) 千葉県船橋市前原西4-4-8

(代表者氏名) 池田 則子

4. 自家用有償旅客運送の種別

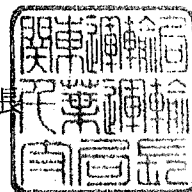
福祉有償運送

5. 運送の区域

千葉市、船橋市

令和5年10月5日

関東運輸局千葉運輸支局長



種別 ☐ 交通空白地 ☒ 福祉

自家用有償旅客運送輸送実績報告書(7 年度)

千葉 運輸支局 宛て

住 所 千葉県船橋市前原西4-4-8

運送者名 特定非営利活動法人ロンの家福祉会

代表者名 理事長 池田則子
(役職名及び氏名)

電話番号 047-478-3701

概況(令和8 年3月31日現在)

		管 轄 区 域 内 又 は 指 定 都 道 府 県 等 の 区 域 内		全 国
		千葉	船橋	
自家用有償旅客運送自動車数	寝 台 車 (両)	両(両)	両(両)	両(両)
	車 い す 車 (両)	両(両)	両(両)	両(両)
	兼 用 車 (両)	両(両)	両(両)	両(両)
	回 転 シ ー ト 車 (両)	両(両)	両(両)	両(両)
	セ ダ ン 等 (両)	両(両)	1 両(0 両)	1 両(0 両)
	バ			

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

		管 轄 区 域 内 又 は 指 定 都 道 府 県 等 の 区 域 内		全 国
		千葉	船橋	
走行キロ(キロメートル)		0 km	79 km	79 km
輸送人員(人)又は運送回数(回)	輸送人員	人	人	人
	運送回数	0 回	6 回	6 回
運送収入(千円)		0 千円	5 千円	5 千円

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

		管 轄 区 域 内 又 は 指 定 都 道 府 県 等 の 区 域 内		全 国
		千葉	船橋	
交通事故件数		0 件	0 件	0 件
重大事故件数		0 件	0 件	0 件
死者数		0 人	0 人	0 人
負傷者数		0 人	0 人	0 人

備考

- 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域内又は当該指定都道府県等の区域内の交通空白地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の事務所に設置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
- 全国の欄については登録を受けた全ての運送の区域における交通空白地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
- 自家用有償旅客運送自動車数の欄の()には、軽自動車数を記載すること。
- 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第2号イからトまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
- 輸送人員又は運送回数については、路線を定めて行う場合にあっては輸送人員を、運送の区域を定めて行う場合にあっては運送回数を記載すること。
- 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
- 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。

